

霧島市部設置条例の一部改正について

霧島市部設置条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市部設置条例の一部を改正する条例

霧島市部設置条例(平成17年霧島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条第3号オ中「人権」の次に「及び男女共同参画」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(霧島市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 霧島市男女共同参画推進条例(平成24年霧島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条中「企画部企画政策課」を「市民環境部市民課」に改める。

(提案理由)

平成31年4月1日から部の事務分掌を改めるため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。